

各施策の進捗状況概要（平成 28 年度の主な取組）

1 有害廃棄物対策

(1) 水銀関係

京都府医師会は、京都府保健事業協同組合と協力し、本市、京都府からの助言等も得て、水銀使用製品回収事業を本年実施した。平成 29 年 1 月には、京都府歯科医師会が同様の事業を予定しており、本市及び京都府も助言を行っている。

また、平成 29 年 10 月 1 日に施行される改正廃棄物処理法施行規則の具体的内容がパブリックコメントにより示され、水銀使用製品産業廃棄物の指定対象等が明らかになった。

(2) PCB 関係

本年 5 月 29 日に改正 PCB 特措法が公布され、同法の改正施行規則が同年 7 月 29 日に公布、いずれも 8 月 1 日に施行された。この改正では、PCB の期限内処理完了を目指し、PCB 使用製品保有事業者等に対しては処理期限より前の処分を義務付け、行政に対しては、改善命令を発し、罰則を科すことができるようにするとともに、行政代執行に係る規定を設けるなどしている。

現在、環境省で各都道府県、政令市における保管・処分状況を集計するとともに、高濃度 PCB 廃棄物処理実行計画の策定に向けた検討が進められているところである。

本市においては、国の計画等を踏まえ、保有事業者の掘り起こしを進めていく。

2 不適正処理対策等

(1) 処理施設等への立入検査

12 月 13 日現在で対象施設数 89 施設（産業廃棄物中間処分施設及び積替保管施設）のうち 74 施設に、延べ 88 回立入検査した。

重大な不適正処理事案は、昨年から大幅に減少したが、以下のような事案が検査により判明しており、随時指導を行っている。

ア 処理施設における故障の放置（1 件。是正済み）

処理施設が故障しているにもかかわらず、産業廃棄物の受入れを行っていないため放置していた事業者に対して、速やかに修理し、能力を満了した施設とするよう、文書により指導した。

イ 許可外品目の保管（1 件。是正済み）

積替保管施設において、許可を受けていない品目（廃石けん）の保管を現認したため、口頭で指導を行った。原因は、廃石けんの種類（汚泥又は廃油）を正しく把握しておらず、マニフェストに排出事業者が記載した「廃プラスチック類」とであると誤認したことであった。

ウ 申請図面で示された場所以外での産業廃棄物の保管（8 件、うち 7 件是正済み）

同一事業場内の、申請した場所以外で産業廃棄物を保管していた事例であるが、最大保管量を超過する恐れ等があるため、申請図面どおりに保管するか、変更届により実際の保管と一致させるよう指導した。

エ 保管に係る処理基準違反（10件、全て是正済み）

処理基準（堆積物の勾配超過、標示未設置等）を満たしていない保管を行っていたが、いずれも指導後、速やかに是正された。

オ pH計故障による未処理水流出おそれ（ヒヤリハット、1件、是正済み）

コンクリート汚泥の処理事業場において、アルカリ性排水中和処理施設のpH計が故障し、中和剤（硫酸）が適正に投入されない状態となっていた。常時測定記録を確認したところ、故障の発生が立入検査当日の早朝で、早期発見できたため、未処理排水は中和処理施設内に留まっていたことから、幸いにも河川等への流出には至らなかった。

この他、本市域の産業廃棄物処理施設内で発生した労働災害事案、他県で連続して発生した死亡事故を受け、全ての立入施設において、安全対策の徹底を指示している。

(2) 排出事業者

ア 建設系廃棄物

建設リサイクル法所管部局と共に行っている「建設リサイクルパトロール」について、本年度から廃棄物指導課からの同行人数を2名に増員し、適正処理について指導・啓発を行っている。

イ 適正処理に向けた普及啓発

「京都市政出前トーク」による産業廃棄物適正処理に係る講演依頼が、本年度は2者（いずれも排出事業者）からあり、年内に3回を行う予定である。

近年の産業廃棄物不適正処理事案に関する報道や、本市や処理業者から排出事業者に対して行われる分別指導、雑がみ等の分別を義務化した「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（しまつのこころ条例）」の施行などを契機に、排出事業者の意識が高まっていると見られる。

3 廃棄物処理法改正への対応

12月14日現在では、改正法の内容は明らかにはなっていないが、年度内には方向性が示されると考えられ、継続して注視していく。

また、処理業者、排出事業者への立入検査等において、法改正される見込みであることを説明し、啓発を開始している。